

■ 神戸港CNP形成計画における対象範囲の設定

対象範囲

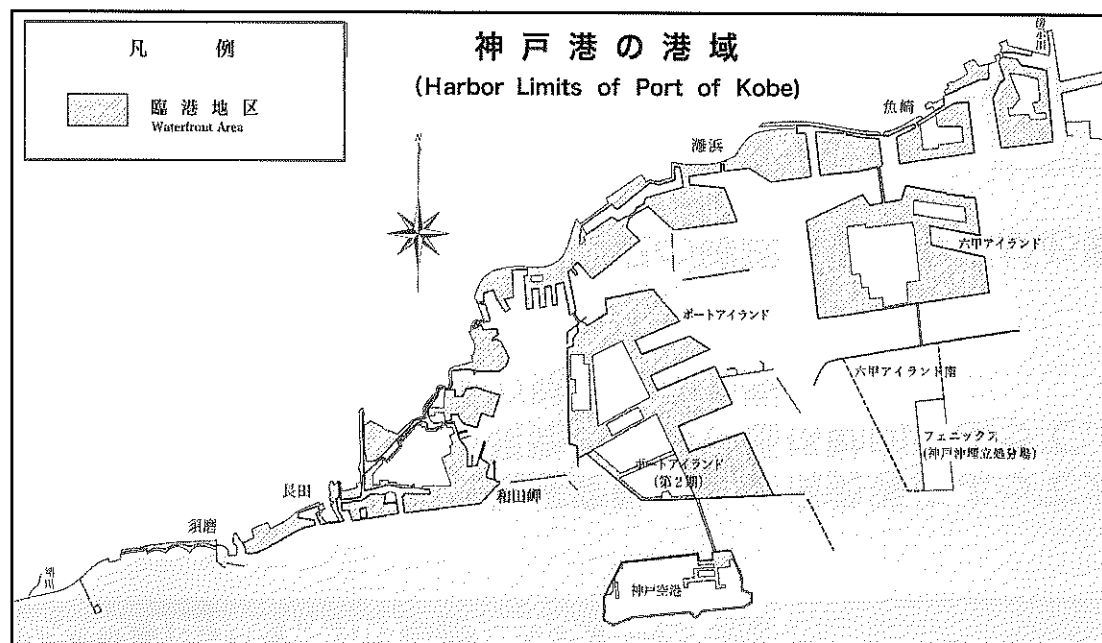
神戸港の「**臨港地区**※」を主な対象範囲とする。

ただし、以下の事業活動も神戸港と密接に関連することから検討対象とする。

1. 神戸港を経由して行われる物流活動（海上輸送、トラック輸送、倉庫等）
2. 神戸港を利用して事業を行う臨海部に立地する事業者（発電、鉄鋼、化学工業等）の活動
3. 神戸港の物流拠点が立地する「ポートアイランド」及び「六甲アイランド」の都市機能における活動※1
4. 神戸空港における活動
5. 水素・燃料アンモニア等の受入拠点としての連携を見据えた周辺港湾（姫路港、堺泉北港など）※2

※1：PI、RIに加え、市街地の脱炭素化に向けた取組みとも適宜連携

※2：水素等のサプライチェーン構築に関する検討対象（温室効果ガス等の排出量検討の対象ではない）



※臨港地区：港湾の管理運営を円滑に行うために必要な地区（左図）